

小規模特別養護老人ホームみのりの森
指定地域密着型介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会が開設する指定地域密着型介護老人福祉施設「小規模特別養護老人ホームみのりの森」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話も行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------------|
| 一 名 称 | 小規模特別養護老人ホーム みのりの森 |
| 二 所在地 | 茨城県常陸大宮市鷹巣2243-1 |
| 三 定 員 | 29人 |

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--|---------|
| 一 管理者 | 1人 |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務の総括的任務を行う。 | |
| 二 医師 | 1人（非常勤） |
| 医師は、利用者の健康維持に必要な処置を行う。 | |
| 三 生活相談員 | 1人以上 |
| 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行 | |

うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連携調整等を行う。

四 介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数 10人以上（常勤換算方法）

ロ 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。

五 栄養士又は管理栄養士 1人以上（本体施設に配置）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導、栄養ケアマネジメント計画の作成等を行う。

六 機能訓練指導員 1人以上（本体施設に配置）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための訓練を行う。

七 介護支援専門員 1人以上（当該施設の他の職種との兼務可）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成し、必要に応じて変更を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて定数を超え又は、その他の職員を置く事ができる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容、口腔衛生の管理等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養管理、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保険医療福祉サービスを提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり

二 居住に要する費用として、別紙のとおり

三 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

四 理美容代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 上記利用料及びその他の具体的な額は、別添「重要事項説明書」に基づくものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

(地域との連携等)

第10条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 11 条の 2 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び

訓練を定期的 to 実施する。

- 四 前三号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前三号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若葉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成24年 7月5日から施行する。

平成27年 8月1日 一部変更

平成30年 4月1日 一部変更

令和 元年10月1日 一部変更

令和 3年 4月1日 一部変更

第7条関係(別紙)

1 食費・居住費の費用

費用区分	費用の額	
居住に要する費用	従来型個室	1,231円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室	380円/日
	第2段階認定者 従来型個室	480円/日
	第3段階①認定者 従来型個室	880円/日
	第3段階②認定者 従来型個室	880円/日
食事の提供に要する費用		1,445円/日
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階①認定者	650円/日
	第3段階②認定者	1,360円/日

2 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事(入所者が選定する特別な食事の提供を行った場合)	要した費用の実費
おやつ代	1回につき 50円
理美容代	要した費用の実費
電化製品持込使用費用(電気料)	テレビ、加湿器、電気毛布、電気湯たんぽ、エアマットなど 1品 50円/日
	その他電気機器(コンセントを使用される電気器具～照明、充電器など) 100円/月
レクリエーション活動費用	利用者の希望によりレクリエーション(習字・生け花・絵画・創作活動など)に参加する費用、利用料金は要した費用の実費
複写物の交付にかかる費用	1枚につき (白黒コピー) 10円 (カラーコピー) 40円
日常生活上必要となる諸費用	要した費用の実費
ご利用者の移送にかかる費用 <片道> (病院受診・外泊・外出等)	10km未満 1,500円
	10km以上～15km未満 2,000円
	15km以上～30km未満 3,000円
	30km以上 1km100円単位で換算 40kmは4,000円
病院付き添いに係る費用 (緊急時等やむを得ない場合)	1回につき 3,000円
貴重品預かり料(マイナンバーカード・預金通帳・印鑑・年金証書等)	1月 2,000円
特別室料	1日 1,500円
利用料口座振替手数料	I-NET口座振替手数料 77円/件(再引き落としの場合は追加で手数料 77円/件)